

# 平成22年度医療機器販売業等の管理者 医療機器修理業の責任技術者に対する継続研修会 開催予告

主催：(社)日本薬剤師会  
共催：(社)岐阜県薬剤師会

## 1 目的

- ①薬事法施行規則第168条及び第175条第2項に基づく医療機器販売業等の営業所の管理者に対する研修。
- ②薬事法施行規則194号に基づく医療機器修理業の責任技術者に対する研修。

## 2 受講対象者

- ①高度管理医療機器等の販売業等の営業管理者
  - ②医療機器修理業の責任者
  - ③特定管理医療機器の販売業等の営業管理者
- なお、①及び②については毎年度受講の義務がありますが、③については努力義務となっております。

## 3 内容

- ①薬事法その他薬事に関する法令
- ②医療機器の品質管理
- ③医療機器の不具合報告及び回収報告
- ④医療機器の情報提供

## 4 開催日時等

日時：平成23年1月9日(日) 午後2時00分～午後4時30分(受付は午後1時30分～)

場所：長良川国際会議場 4階 大会議室

岐阜市長良福光2695-2 TEL058-296-1200

定員：300名(先着順)

講師：未定

：三和化学研究所診断薬事業部 田畑 伸幸 氏

受講料：岐阜県薬剤師会会員3,000円(テキスト、修了証代含む)非会員5,000円( 〃 )

## 5 申込方法等

- ①下記あて郵便局にて受講料をお振り込みください。

口座番号：00890-4-42418

口座名称：(社)岐阜県薬剤師会

(注)郵便局備え付けの振込用紙をご使用いただき、振込人名は申込者名を、通信欄には受講する研修会名を記入し、**お1人申込書毎に1振込してください**。なお、振込手数料は振込人のご負担ください。

- ②同封申込書に必要事項を記入し、振込領収書を添付のうえ、県薬事務局あてFAXにてお申し込みください。(岐阜県薬剤師会事務局 FAX 058-240-0500)

- ③締切日以降1週間以内に受講証を、申込者の勤務先あてにお送りいたします。受講証が届かない場合には事務局までお問い合わせください。

- ④**締切日：12月20日(期限厳守)**

～次項に続く～

## 6 注意事項

- ① 締切日以降及び当日の受付はいたしません。また、締切日以降のキャンセル、または当日欠席された場合には受講料の返金はいたしません。
- ② 定員になり次第締め切らせていただきます。その場合には先にお振り込みいただきました受講料は返還させていただきます。
- ③ 当日は受講証を受付窓口に提示いただき、必ず出席の確認をしてください。  
また、終了後は受講証と引き替えに修了証を交付いたします。受講証がない場合には受講することは出来ません。

## 7 修了証の交付

研修の全時間を受講した方には、研修会終了後に修了証を交付いたします。遅刻・早退・長時間に渡り席を離れた場合には、修了証の交付はいたしませんのでご注意ください。また、この場合には受講料の返還はいたしません。

## 8 確認事項

平成22年4月1日以降に新規で届を出した場合、平成22年度については、受講の必要はありません

